

第20回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会議事概要

日時：令和5年9月26日（火） 19：30～21：00

場所：三重県庁 講堂（Web 併催）

【概要】

協議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について

(2) 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び 公費支援の具体的内容について

議事概要：

冒頭挨拶（知事）

- ・ 第20回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会への出席に対する謝辞。
- ・ 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症への行政や医療機関の皆様の対応の局面が変わったが、10月以降さらに段階が変わる。本会議はこのことに関する会議である。
- ・ 現在の感染状況について、本日発表した定点医療機関あたりの患者報告数は前週比0.6と大きく低下している。
- ・ 三重県ではここ3週間の定点あたりの報告数は下がり基調にあり、近隣県の愛知県においても下がってきている。油断はできないが、今後も下がっていく可能性はある。
- ・ 今回、国から示された10月以降の方針を基に県の方針を説明させていただくが、次の第10波がいつ来るか分からない状況であり、新型コロナウイルス感染者が増えてきた場合、柔軟に国に考え方を変えてもらう必要があると考えている。
- ・ 10月の対応を変える際も知事の間で議論し、激変緩和は絶対に必要であることを全国知事会から国に対して申し入れを行った。これからも知事会議を活用して三重県の考え方を伝えていく。
- ・ 本日は忌憚のないご意見をいただきたい。

冒頭説明（事務局）

- ・ 資料確認
- ・ 当協議会は「三重県情報公開条例」及び「附属機関等の会議の公開に関する指針」により公開とさせていただくので、ご了承願う。
- ・ 発言の際の注意事項を説明

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染動向等について

事務局（行方担当課長）より資料1に基づき説明（資料1参照）

【委員からの提案・質疑】

（菅委員）

- ・（資料1p5）入院調整件数の推移が示されているが、医療機関間というのは具体的には、診断をされたクリニックと、入院を受け入れる医療機関との調整であり、それぞれの圏域で入院することができず困ったということはないという理解でよいか。

（事務局）

- ・ はい。

（谷口委員）

- ・ 重症度についてのデータが抜けていると思うが、最近、透析患者のグループの致死率を検討したところ、第8波と第9波ではほとんど変わりがなかったというデータが出てきている。5類になれば軽症化するのではないかとされている節があると思うが、ハイリスク者にとって病原性は全く変わっていない。三重県もおそらくG-MISの活用は続いているため、何らかの形で死亡率の把握ができないかと考えるが、いかがか。

（事務局）

- ・ お亡くなりになった方については、5類移行後は、人口動態統計で推移を見ていくということになり、5月7日以前のように亡くなられた方すべてを把握できているといった状況にはない。一方、受け入れ病院でお亡くなりになられたというところについては把握しているが、以前と大きく変わらない傾向である。

(2) 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び

公費支援の具体的内容について

事務局（深田課長）より資料2に基づき説明

【委員からの提案・質疑】

（菅委員）

- ・ 確保病床のことであるが、フェーズに応じて確保病床数が変わっていくということで、あくまで県全体の入院患者数ということでフェーズを設定していると考えられるが、県全体に均一に入院患者が発生するということは無く、ある程度地域差がある。あるいは患者特性、つまり小児に多く患者が発生するなど、フェーズが0であっても病院にとっては受け入れる必要がある患者数が多くなった場合は、フェーズが0であっても確保病床を使用して患者を入院させるということは構わないか。

（事務局）

- ・ 国から示されている10月以降の確保病床の考え方については、感染状況の拡大に応

じて、病床数を増やしていくのが基本の考え方である。10月以降は確保病床によらない病床での受入を推進していく。ただ、感染が拡大した場合には、確保病床を一定数確保し、県の調整支援として活用するという形になっているので、フェーズ0の段階では、確保病床によらない医療提供体制にご協力をいただきたい。

(菅委員)

・原則そうであるが、例外は存在するという理解でよろしいか。

(事務局)

・そういった例外のケースも含め、確保病床によらない段階のときにおいても、医療機関間の調整が不調になるケースもあると考えられるため、その際は県にお問い合わせいただければ、丁寧に支援していきたい。

(谷口委員)

・フェーズ0においては、確保病床があっても患者は断れということか。

(事務局)

・そういうわけではない。確保病床がない時期も含めて患者が必要な医療を受けることができるよう、県の方で入院調整の支援をしていきたい。

(谷口委員)

・県にお伺いを立てなければ入院させられないということか。

(事務局)

・特別な配慮を要する患者の方については、これまでも三重県内の各医療機関の方で、ネットワークを構築していただいていたかと思う。そういった枠組みを活用させていただきながら、確保病床がない時期も対応して参りたい。

(谷口委員)

・確保病床が空いている状況でコロナの患者が来たとしても、確保病床に入れるためには、県にご意見を差し上げて調整を受けてからでないと入院させられないという意味か。

(事務局)

・そうではない。確保病床がある時期につきましては、病床を確保していただき、その後、県に情報共有をいただければ、対応することが可能と考えている。まずは患者優先ということになるので、確保病床を活用いただければ。

(坂倉委員)

・確保病床は今現在の陽性者の入院者から割り当てると、今現在フェーズ0になるが、10月1日からは経過措置としてフェーズ1から始める、要するに30床の確保病床が持てるという時期が始まる。これはいつまで続けるつもりなのか。経過措置としての30床の確保病床は国からも認められているということで、3月31日までそれが続くのか。あるいは、感染状況によっては確保病床自体がどこかの段階でゼロとなるのか。さらにその経過措置の確保病床30床はある程度、地域や病院に割り当てられている

ものなのか、全くそういった割り当てはないのか教えていただきたい。

(事務局)

- ・一つ目の質問、経過措置については、10月1日から10月31日までの間と国から示されている。
- ・二つ目の質問である30床の割り当てについては、現在、医療機関の皆様と覚書の締結に向けて、個別に協議をしているところである。一旦は各医療機関と個別に調整をさせていただき、このフェーズ1段階で病床確保していただける医療機関の意向を踏まえた上で設定をしていきたいと考えているため、決定次第、共有させていただきたい。

(谷口委員)

- ・第8波において医療のひっ迫は、東京や沖縄もそうだと思うが、主に救急に起こった。今年の冬はCDCではトリプルデミックと言われているが、RSウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルスが感染拡大するのではないかと。例えば現在、新型コロナウイルスの定点あたり患者報告数が10だといっても、陽性率が2割程度ですので、その5倍の患者が病院に来ているわけです。特に救急であると夜間に熱が出た場合、当然、救急車を呼んで来院する。実際に当院にも多くの患者が来院する。そういったことが、結局救急をやっている医療機関がひっ迫することに繋がる。概ね救急医療や受入医療機関というのは新型コロナウイルス感染症患者を診て、これらの医療機関がひっ迫したというのが東京や沖縄もそうであった。こういった状況をふまえた要望であるが、毎回申し上げているように、救急に来る新型コロナウイルス感染症に関する患者は、どこかの医療機関で診ていただいて、大丈夫ですよと言われれば、家で様子見ができるレベルの状態ということが多い。一次救急を行政的に整備をしていただきたい。

(馬岡議長)

- ・確保病床がない状況での入院は、病院側は実際に複数の新型コロナウイルス感染症患者在入院している状況が続いてると仮定すると、ゾーニングもしているし感染症対策もしているということになると思われるが、そうではない場合、入院の要請をもらった瞬間からゾーニングをしなければならない。また、例えば個室においてもゾーニングは必須であるが、4床部屋であれば1床を使用した時点で他の3床も通常の入院用としては使用できないということが起こり得る。こういったことに対する手当てが、この資料に入っていないが、これらについてどういう考えを持っているのか。

(事務局)

- ・10月以降の医療機関の、医療体制の設備・整備の支援については、国の方から支援等を継続していくということで方向性が示されている。そういった国の支援制度も活用しながら、医療機関の感染対策の支援等をしていきたいと考えている。

(馬岡議長)

- ・これから病床等の場所を作ろうという医療機関に対しての整備投資の支援があるというのは当然あるわけだが、そうではなく、中小規模の病院で個室がない4床部屋がメインの場合、1人新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた時点で、その部屋の他の3床も通常診療として使えなくなる。それに対しての支援がすべて今回の資料から抜け落ちているが、こういった場合にどういった対応を考えているか。

(事務局)

- ・後ほど回答させていただきたい。

(二井委員)

- ・ハイリスクの方として挙げられていた妊婦の場合、もし陽性者が自院で出た場合はどういう扱いになるのか。

(事務局)

- ・特に妊婦、小児、精神患者や透析患者など、特別な配慮を要する患者については、今現在も医療機関のご協力をいただきながら対応している。例えば、妊婦であれば、周産期ネットワーク等の枠組みも活用しながら、そういった方々が適切な医療を受けることができるように対応をしていきたい。

(二井委員)

- ・これまでどおりの対応を継続と考えてよいか。

(事務局)

- ・はい。

(坂倉委員)

- ・一番最後の28ページに関して、今回新たに移行計画の対象として外来が追加されるということで、数を見させていただいたところ目標は804機関で、そのうち今現在で795機関程度。数的には三重県は非常に優秀な方だということで、うれしく感じている。ですが、今回の話と少し逸れるかもしれないが、感染症法が改正されたことを受け、1か月ほど前に新興感染症が発生した時に備えて協定を結ぶ、それに関する事前アンケートというのが各医療機関に届いた。新興感染症で協定と言われると、一般クリニックの人間としては、少し腰が引けるような印象だった。現実的にはそこまで考えるようなことはなかったようだが、説明が何もなしで、突然そんなアンケートに答えてくださいという書類が届いたため、我々開業医の間で驚きがあり、何これという感じがあった。そういうことがあると、せっかく今外来対応医療機関として数字が三重県で出ており、今までは自院のかかりつけ患者だけしか診れない、と言っていた医療機関の皆さんも、一応診る方向に徐々に変わってきているときに、このような説明不足な対応をすることによって、頑張っていたいるクリニックの腰が引けてしまうというようなことがないよう、ぜひ今後色々な意味で丁寧な説明をお願いしたい。診療報酬上のメリットはほとんど無くなっており、これは外来だけではなく、入院でも当然そうなのだろうが、特に診療報酬上のメリットがほぼなくなってきた段階

で、丁寧な説明をしていただかないと厳しいところもあると思うため、そういった部分への丁寧な説明などの配慮をお願いしたい。

(松浦委員)

- ・ 外来医療体制の対応医療機関数については、今ご協力いただいている医療機関を維持しつつ804機関を目指したい。また、急にアンケートを行い、信頼関係を無くすようなことはせず、丁寧に説明することでご協力いただけるよう努めていく。
- ・ また、フェーズ0のときの診療報酬の補填措置のようなものは現時点で国から示されていないため、フェーズ0のときにどのような支援があるのかは明確にお示するのが難しいが、県としては、例えばフェーズ0のときにおいても入院調整を実施していただいた場合においては、県が支援する、希望があれば調整に入っていく、ということにしておりますので、みえ入院調整システムを使用して、例えば受け入れ可能な病床を入力してもらうことにもしており、こういった情報を踏まえて、入院調整をしていきたいと考えている。しかし、それでも入院調整がうまく回らないような状況であれば、国にもその状況を説明し、全国知事会などを通じて、フェーズ0における支援制度について検討すべきといった要望を上げたいと考えている。

(谷口委員)

- ・ オミクロンになってから、いわゆる昔の中等症Ⅰ、Ⅱ、重症者という定義に当てはまらない重症者というのがかなり出てきていると思うが、もしかしたらご高齢の方で脱水になった人の方が、中等症Ⅱより多く手がかかる場合がある。ここで何度もその中等症ⅡやⅠ、重症という言葉が出てきているが、この定義というのは、あくまでガイドラインの定義に従ったものか。それとも、各医療機関によって重症かどうか、入院が必要かの判断を行うことは可能か。

(事務局)

- ・ そういった患者については、医師の判断で重症と判断された場合には、当然確保病床の入院を必要とするケースがあるため、医師の判断によるものであれば、軽症、中等症Ⅰであっても、入院調整の対象になる。

(馬岡議長)

- ・ 他に意見質問はあるか。

(特になし)

(馬岡議長)

- ・ 議長としてはこれで協議会を終わらせていただく。最後に知事、一言お願いします。

閉会挨拶（知事）

- ・夜分にわたる議論に感謝。
- ・現在の状況として、本県含め全国の新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き始めている。
- ・一方、今後どうなるか分からないことから、それに備えて有志の知事で政府に申し入れをして、今回ももとは厚労省は支援を切る方針だったところを少し押し戻した。
- ・今後状況が変わり、医療機関の皆さんに負担を強いることが出てくる可能性があるが、その兆しが見えてきたときには、すぐに取り掛からないと、手遅れとなってしまうため、皆様方からご意見を頂戴し、どのタイミングで厚労省に申し入れていくべきかご教授いただきたい。
- ・10月からある意味フェーズが変わるということで、安心できる部分もあるが、次に向けてのスタートであると思っておりますので、引き続きご指導いただきたい。

（事務局）

- ・委員の皆様におかれましては、長時間ご審議いただきましてありがとうございました。それではこれもちまして、第20回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会を終了いたします。どうも皆様ありがとうございました